

国立大学法人島根大学と西日本旅客鉄道株式会社米子支社との
包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と西日本旅客鉄道株式会社米子支社（以下「JR西日本米子支社」という。）が包括的な連携・協力のもと、双方が有する人的・物的資源を有効活用し、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学とJR西日本米子支社は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域振興に関する事項
- (2) 地域に根ざした事業の推進及び研究開発に関する事項
- (3) 人材の育成に関する事項
- (4) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

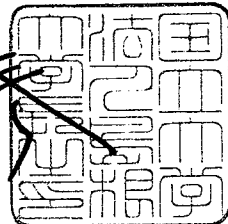
第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学とJR西日本米子支社のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学とJR西日本米子支社は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年11月11日

国立大学法人島根大学
島根大学長

西日本旅客鉄道株式会社米子支社
執行役員米子支社長